

勿凝学問 269

デフレ宣言と年金

2009年12月14日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

さっき、次のメールを送る。

デフレ宣言はマクロ経済スライドをデフレ下でも適用する話と同義にならないとね。そこまで書いてよかったんじゃないかな。

どんな連絡への返事かって？

ある記者さんが、デフレ下で2010年度の公的年金が現在の水準に据え置きになることが14日に決まったらしく、それを報道する記事を書いたらしい。そして、その連絡の中に、「もちろん世代間格差論に立っているわけではありません」との断りがあったから、そりゃそうだよね、っと、上記の返事を出したわけ。

それで、さっきは、外出先から携帯で返事を出したので、携帯のキーボードをとっても苦手とする僕は、携帯からだど口数が少なくなるわけだけど、僕が言いたかったことは、こういうことだね。

うん、この問題は、年金財政の収支バランスをとるためのインデクゼーションの問題だから、僕が最も関心があるところ。政府がデフレ宣言をすることは、マクロ経済スライドでマイナス改定になる範囲内ではそれを適用しないという条項、すなわちデフレ下ではマクロ経済スライドを適用しないという条項を外す話と同義にならないとね。そこまで書いてよかったんじゃないかな。デフレに陥っているという尋常でない危機的状況だとの宣言は、この状況下で行うべき具体的な処置（国民に求める具体的な政策）の発表と一緒に行わないと、なんのための宣言なんだということになるよな。

解説

まず、2009年の10月20日に、菅直人副総理、国家戦略担当大臣（当時）が、デフレ宣言をする。文中の「デフレ宣言」とは、そのこと。

ちなみに、僕の考えの基本は、現役世代と年金受給世代との生活水準との相対的な関係

を（きわめて粗い指標ながら）所得代替率で代理するとすれば、今の段階でわざわざ所得代替率を高くするような政策誘導などあり得ない、というところにある。現在の、デフレ下でのマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、次をご参照あれ。

平成 16 年財政再計算結果（報告書）[第三章 平成 16 年改正——マクロ経済スライドによる給付水準調整](#) 103 頁

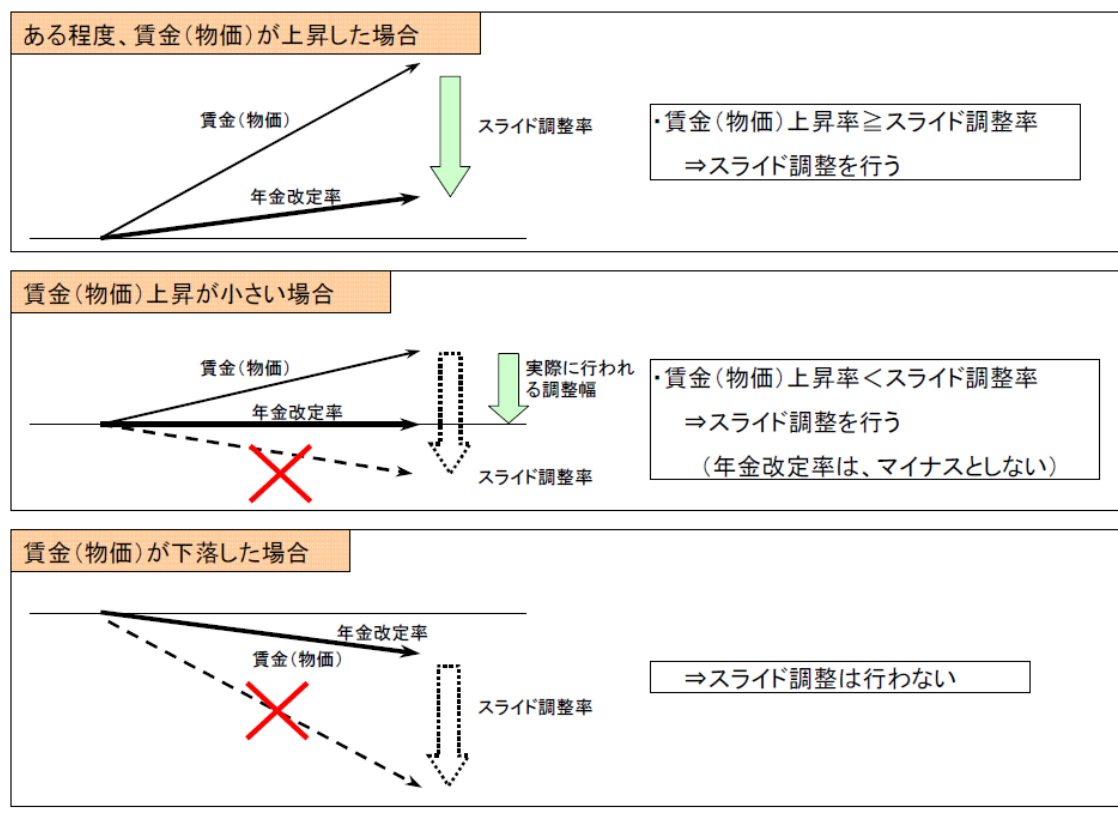
② 物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

今回改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金額の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

第 3 - 3 - 4 図



メモ

去年、副総理兼国家戦略相がデフレ宣言をしたからと言って、なにも、デフレが去年始まったわけではない。

平成 11 年、12 年、13 年の 3 年間物価がそれぞれ $\Delta 0.3\%$ 、 $\Delta 0.7\%$ 、 $\Delta 0.7\%$ 下落したにもかかわらず給付は減額されなかった。つまり、平成 12 年度、13 年度、14 年度の年金額改定はゼロに据え置かれた。当時の与党は、特例法案を毎年提出し、マイナスのスライドはしないとしたのである。したがって、原則通りスライドを行っていた時よりも 1.7%だけ給付が高い水準に留め置かれた。この給付水準は「特例水準」と呼ばれ、これに対して「本来水準」というのは、平成 12 年度、13 年度、14 年度も物価の下落に応じて下げており、その後もスライド規定に応じてスライドさせたとした場合の年金額を意味する。

なお、平成 14 年の物価は $\Delta 0.9\%$ 下落したが、これを受けた平成 15 年度のスライドについて、現役の賃金が平成 14 年に $\Delta 1.4\%$ 下落しているときに受給者だけ給付額を据え置くのはバランスが取れないという議論が起こり、平成 15 年度のスライドは $\Delta 1.4\%$ とされている。

そして、実際の年金額が「本来水準」よりは 1.7%だけ高い水準になっていることを受け、平成 16 年改正では物価が上昇してもこの 1.7%を超えるまでは物価スライドをしないと規定が設けられている。具体的な規定は次である。

国民年金法平成一六年附則第 7 条

(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)

第七条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。)により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。)により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

ここでの「特例水準」から「本来水準」に戻す経過措置が後に興味深い現象に直面することになるのだが、その詳細は、後日にでも。